

料飲店等期限付酒類小売業免許の
期限延長に関するQ & A

令和2年10月

(令和2年10月19日更新)

国税庁

目次

【免許期限の令和2年12月末までの延長について】

- (問1) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限の令和2年12月末までの延長について教えてください。 P.1
- (問2) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限の令和2年12月末までの延長を受けるためには、どのような手続が必要ですか。 P.1
- (問3) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請期限も延長されていますか。 P.1
- (問4) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」を受けている場合、どのような義務や留意事項がありますか。 P.1

【免許期限の令和3年1月以降の延長について】

- (問5) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長はできますか。 P.2
- (問6) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長を希望する際に提出しなければならない書類にはどのようなものがありますか。 P.2
- (問6-2) 記帳状況及び取引実態が確認できる書類とは具体的にどのような書類ですか。 P.3
- (問6-3) オンラインによる酒類販売管理研修を受講しましたが、まだ受講証が発行されていない場合、申出書の提出の際にはどのような書類を添付すればよいですか。 P.3
- (問6-4) 免許付与後に提出することとしていた書類とは具体的にどのような書類ですか。 P.3
- (問6-5) 延長申出書の添付書類として必要な酒類販売管理研修の受講証について、なぜ10月末までに受講したものに限定されているのですか。(令和2年10月19日問追加) P.4
- (問7) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長の申出を行った場合、どのくらいの期間で認められますか。 P.4
- (問8) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限終了後も酒類の販売を続けたいのですが、どのようにすればよいですか。 P.4
- (問9) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」を受けていますが、もう酒類の販売を行わない場合、どうしたらよいですか。 P.5

【免許期限の令和2年12月末までの延長について】

(問1)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限の令和2年12月末までの延長について教えてください。

(答) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」については、当初、当該免許の付与日から6か月間を免許期限としておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年12月30日以前に免許期限が到来する方については、その期限を令和2年12月31日まで延長することとしました。

(問2)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限の令和2年12月末までの延長を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

(答) 令和2年12月31日までの「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限延長については、新たな申請等の手続は必要ありません。

免許を受けた税務署から、免許期限延長の通知書が送付されますので、そちらを受け取ってください。

(問3)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請期限も延長されていますか。

(答) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請期限は、令和2年6月30日であり、申請期限は延長されていません。

(問4)「料飲店等期限付酒類小売業免許」を受けている場合、どのような義務や留意事項がありますか。

(答) 酒類の販売業免許を受けた方は、「酒税法」に基づき、酒類の仕入れ、販売について帳簿に記帳する義務が課されます。また、免許期限が経過した後、1か月以内に販売数量の報告等を行う必要があります。販売数量の報告については、免許期限経過前であっても提出が求められる場合がありますので、帳簿の記載は適切に行ってください。

「料飲店等期限付酒類小売業免許」には、「既存の取引先から仕入れた酒類の通信販売を除く小売に限る。」旨の条件が付されていますので、新たな仕入先から小売販売用に酒類を仕入れる行為は、免許条件違反として取締りの対象となります。また、上述のとおり、仕入先が分かるよう適切に記帳する必要があります。

酒類の小売販売を行う方は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、酒類

販売管理研修を受講した者を酒類販売管理者として選任しなければなりません。酒類販売管理者がまだ選任されていない場合には、酒類販売管理研修を確実に受講させ、その者を選任する必要があります。また、免許当初は、免許通知書を販売場の公衆の見やすい場所に掲示することとしていましたが、今後は、酒類販売管理研修の受講証又は研修受講年月日等の必要事項を記載した酒類販売管理者に係る標識を掲示していただく必要があります。

【免許期限の令和3年1月以降の延長について】

(問5)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長はできますか。

(答) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限については、令和2年12月31日まで延長することとしていますが、令和3年1月以降も引き続き「料飲店等期限付酒類小売業免許」により酒類の販売を続けたい場合には、販売場の所在地の所轄税務署に、「料飲店等期限付酒類小売業免許の期限延長の申出書」及び必要な書類を提出してください。

税務署において審査の上、適当と判断した場合には、令和3年3月31日まで免許期限を延長する旨の通知書を交付します。

(問6)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長を希望する際に提出しなければならない書類にはどのようなものがありますか。

(答) 「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長を希望する場合には、「料飲店等期限付酒類小売業免許の期限延長の申出書」に以下の書類を添付して販売場の所在地の所轄税務署に提出していただく必要があります。

- 1 酒類の受払等の記帳状況及び免許条件に従って仕入を行っていること等の取引実態が確認できる書類
- 2 酒類販売管理研修の受講証の写し（令和2年10月31日（土）までに受講したものに限りま
す。）
- 3 当初の免許申請時に、免許付与後に提出することとしていた書類
詳細は、国税庁ホームページの以下のページをご参照ください。

「在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm#jigyousha>

(問6-2) 記帳状況及び取引実態が確認できる書類とは具体的にどのような書類ですか。

(答) 酒類の受払等の記帳状況及び免許条件に従って仕入を行っていること等の取引実態が確認できる書類とは、具体的には以下の書類をいいます。

- ・ 令和2年9月30日～10月1日分の受払帳の写し等(例えば、酒類の受払数量及び在庫数量が確認できる書類の写し)
- ・ 小売販売に係る酒類の仕入先、及び免許付与日以前からその仕入先と取引を行っていたことが確認できる書類(例えば、免許付与日以前の日付の納品書や請求書の写し等)

(問6-3) オンラインによる酒類販売管理研修を受講しましたが、まだ受講証が発行されていない場合、申出書の提出の際にはどのような書類を添付すればよいですか。

(答) 期限延長の申出書を提出する際には、令和2年10月31日(土)までに受講した酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

ただし、オンラインによる酒類販売管理研修を受講した場合で、受講証が未発行の場合には、研修受講完了を通知する電子メールの写しなど、受講の事実が確認できる書類を一旦添付していただき、受講証発行後、その写しを提出してください。

(問6-4) 免許付与後に提出することとしていた書類とは具体的にどのような書類ですか。

(答) 料飲店等期限付酒類小売業免許の審査に必要な書類のうち、以下の書類については、免許付与後に提出いただいても問題ないこととしておりました。まだ税務署に提出いただいていない場合には、申出書とともに提出をお願いします。

- ・ 酒類販売業免許申請書次葉3(事業の概要)
- ・ 酒類販売業免許申請書次葉6(「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)
- ・ 酒類販売業免許の免許要件誓約書
- ・ 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し
- ・ 地方税(申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。)の納税証明書(未納の税額がない旨、2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の両方が証明されたもの)

(問6-5) 延長申出書の添付書類として必要な酒類販売管理研修の受講証について、なぜ10月末までに受講したものに限定されているのですか。(令和2年10月19日問追加)

(答) 酒類の小売販売を行う方は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任する必要があり、酒類販売管理者については、酒類販売管理研修を受講した者を選任しなければなりません。

本免許の付与を始めた当初は、酒類販売管理研修自体が開催されていないなど、受講する機会が少ない状況にありましたが、現在は、通常の酒類販売管理研修に加え、本免許を付与された方専用のオンライン研修も実施されるなど、受講できる環境は整っていることから、速やかに研修を受講していただく必要があります。

これらの状況を踏まえ、本年10月までに受講が済んでいること等が確認できれば、来年3月までの延長を認めることとしたものです。

よって、申出書に添付していただく受講証の受講日が令和2年11月1日以降の場合は、令和3年1月以降の免許期限の延長はできませんので、期限延長を希望される方は、本年10月までの酒類販売管理研修を受講していただくようお願いします。

(問7)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限について、令和3年1月以降の延長の申出を行った場合、どのくらいの期間で認められますか。

(答) 税務署において、申出書の記載事項及び添付書類の内容から、適切に酒類小売業者としての義務を履行しているか等について審査を行います。

審査の上、適当であると認められた場合には、順次、免許期限を延長する旨の通知を行いますので、申出書の早期の提出をお願いします。

(問8)「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限終了後も酒類の販売を続けたいのですが、どのようにすればよいですか。

(答) 期限終了後においても酒類の販売を続ける場合には、一般酒類小売業免許を取得する必要があります。

(注) 酒類の小売販売を行うためには、酒類小売業免許を取得することが必要です。無免許で酒類の販売業をした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

料飲店等が、一般酒類小売業免許を取得する場合には、通常の経営状況に関する要件等のほか、飲食用に提供する酒類と小売販売する酒類を場所的・帳簿的に明確に区分するという

要件があります。また、免許付与に際して、登録免許税（免許1件につき3万円）を納付していただく必要があります。

一般酒類小売業免許の免許付与には、標準的な処理期間を2か月としておりますので、詳しく知りたい場合は、お早めに税務署に相談してください。また、以下の「一般酒類小売業免許申請の手引」もご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/01.pdf>

（問9）「料飲店等期限付酒類小売業免許」を受けていますが、もう酒類の販売を行わない場合、どうしたらよいですか。

（答） 「料飲店等期限付酒類小売業免許」は、期限が経過すると自動的に失効します。また、免許期限前に免許の取消しを希望する場合には、販売場の所在地の所轄税務署長に対して、「料飲店等期限付酒類小売業免許」の取消申請を行ってください。

手続については、国税庁ホームページの以下のページを参照してください。

「酒類等の製造又は酒類販売（販売の代理・媒介）業を廃止しようとするときの免許取消申請」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/23600073.htm>